



栃木県公報

令和7(2025)年
9月5日(金)
第636号

目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定	695
○生活保護法による指定介護機関の指定	695
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除	696
○道路の区域の変更	697
○道路の供用開始	697

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等	697
○栃木県収入証紙売りさばきの廃止	698

告 示

栃木県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7(2025)年9月5日

栃木県知事 福田富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和7(2025)年7月1日	金田歯科医院	下野市下古山16-19
令和7(2025)年8月1日	カワチ薬局 小山喜沢店	小山市喜沢653-9

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 7 (2025) 年 8月1日	株式会社アトラクションホールディングス	埼玉県さいたま市緑区美園3-19-22 レ・ユノディエールUrawa A-003号	訪問看護ステーションABCリビング下野	下野市小金井2282-7

栃木県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第

4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。) 第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7(2025)年9月5日

栃木県知事 福田富一

居宅介護事業者

指定期 年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和7 (2025)年 7月1日	EOSJ株式会社	日光市並木町 15-14 並木町メゾネット3号室	メイ・とちぎ	日光市並木町 15-14 並木町メゾネット3号室	居宅介護支援

(保健福祉課)

栃木県告示第395号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和7年栃木県告示第137号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年9月5日

栃木県知事 福田富一

I

- 1 指定を解除する区域
大田原市実取字道上770番4の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

II

- 1 指定を解除する区域
大田原市実取字道上770番4の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

III

- 1 指定を解除する区域
大田原市実取字道上770番4の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

IV

- 1 指定を解除する区域
大田原市実取字道上770番4の一部

- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県国土整備部道路保全課において、令和7（2025）年9月5日から同年10月6日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年9月5日

栃木県知事 福田富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
15	前	鹿沼市口栗野字岩鼻1317-1 から 鹿沼市口栗野字岩鼻1317-1 まで	21.3～24.9	79.2	
	後	鹿沼市口栗野字岩鼻1317-1 から 鹿沼市口栗野字岩鼻1317-1 まで	22.2～59.3	79.2	

栃木県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、栃木県国土整備部道路保全課において、令和7（2025）年9月5日から同年10月6日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年9月5日

栃木県知事 福田富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
24	主要地方道 大子那須線	那須郡那須町大字芦野字兼載松1754-1 から 那須郡那須町大字芦野字兼載松1878-2 まで	令和7（2025）年 9月5日
155	一般県道 羽生田鶴田線	宇都宮市下久町字北坪477-2 から 宇都宮市下久町字宮道306-2 まで	令和7（2025）年 9月5日

(道路保全課)

公 告**○都市計画の変更の案の縦覧等**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7（2025）年9月5日

栃木県知事 福田富一

1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画道路3・4・1号前橋水戸線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

佐野市大橋町及び免鳥町の各一部

3 縦覧場所

栃木県国土整備部都市政策課、栃木県安足土木事務所企画調査部企画調査課及び佐野市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和7(2025)年9月5日から同月19日まで

(都市政策課)

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和7(2025)年9月5日

栃木県知事 福田富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和7(2025)年8月31日	巻嶋直樹	宇都宮市馬場通り4-1-1 セブンイレブン宇都宮馬場通り店

(会計局会計管理課)